

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

新子育て安心プラン

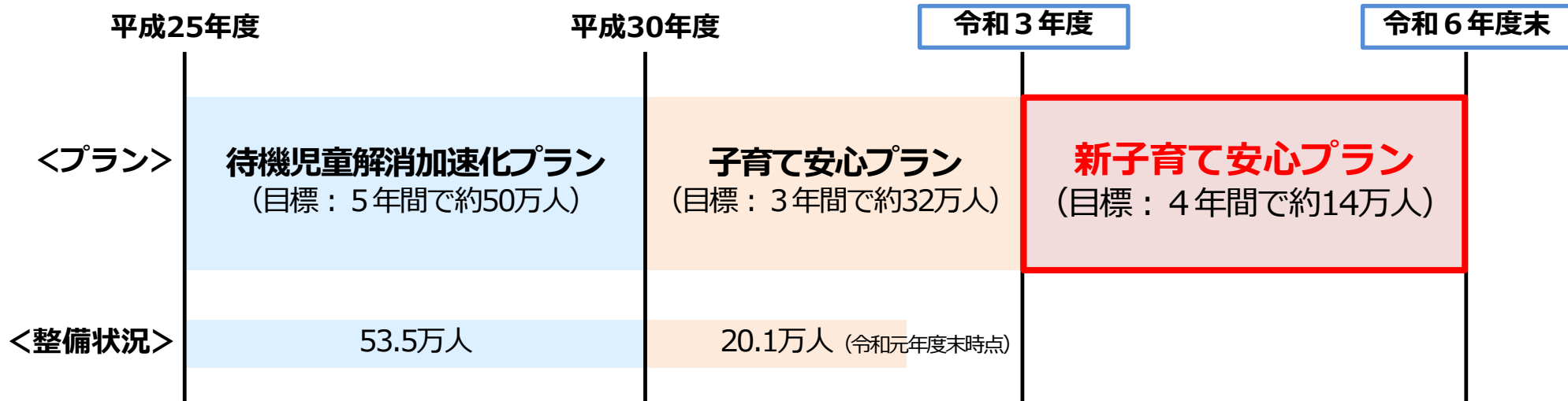
○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

<ポイント>

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・地域の特性に応じた支援を実施。
- ・仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保を推進。
- ・幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源を活用。



新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

必要な方に適切に保育が提供されるよう、地域の課題を丁寧に把握しつつ、地域の特性に応じた支援を実施。

○保育ニーズが増加している地域への支援

子育て安心プランにおける保育の受け皿確保の取組を引き続き推進。

<施策例>

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- ・待機児童対策協議会に参加する自治体への**改修費等の補助基準額の嵩上げ・先駆的取組への支援**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

保護者への「寄り添う支援」を強化し、マッチングを促す。

<施策例>

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
 - 待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
 - 送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う
- ・**利用者の利便性向上のための改修等の補助**対象への追加

○人口減少地域の保育の在り方についても別途検討を進める

②魅力向上を通じた保育士の確保

保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとともに、職業の魅力を広く発信する。

<施策例>

- ・**情報発信のプラットフォーム構築**
- ・**保育補助者の活躍促進**
 - 「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
 - 待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
 - 現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加
- ・**若手保育士や保育事業者等への巡回支援**の拡充
 - 働き方改革支援コンサルタントの巡回や魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施を補助対象に追加

③地域のあらゆる子育て資源の活用

利用者のニーズにきめ細かく対応するため、幼稚園・ベビーシッターなど、地域のあらゆる子育て資源を活用する。

<施策例>

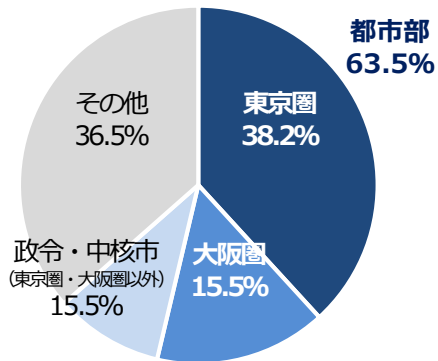
- ・**幼稚園の空きスペースの活用**
 - 預かり保育等のスペース確保のための施設改修等の補助を新設
 - 待機児童が存在する市区町村において空きスペースを活用した小規模保育の利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)
- ・**ベビーシッターの活用**
 - 利用料に関する自治体等の助成を非課税所得とする(令和3年度税制改正で対応)
 - 企業主導型ベビーシッターの利用補助を拡充(1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等の取得促進**
 - 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設(令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定)

①待機児童の現状

市区町村の待機児童の状況は様々。
全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消。
待機児童のいる市区町村では以下のような特徴がある。

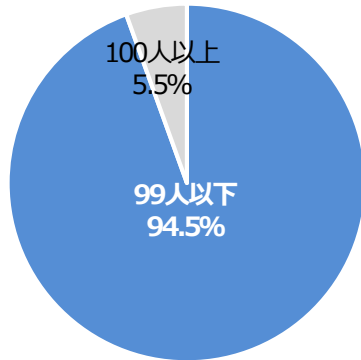
○待機児童の6割超が都市部で発生

<待機児童の地域別割合>



○待機児童のいる市区町村の9割超が99人以下

<待機児童のいる市区町村の割合>



②保育士確保の現状

保育士の確保を進めるに当たり、保育業務に関する以下の課題が存在する。

- 保育士が退職した理由（複数回答）
仕事量が多い：27.7%
- 保育士が再就業する場合の希望条件（複数回答）
勤務時間：76.3%
雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%

※いずれも「東京都保育士実態調査報告書」（令和元年5月公表）より

③地域における子育て資源の現状

地域においては、保育所の他にも、幼稚園・ベビーシッターなどの子育て資源が存在する。

<幼稚園>

- ・令和元年度までに**幼稚園の24.9%が認定こども園に移行**
- ・**預かり保育(3～5歳児)の実施率：87.8%** (令和元年度)
- ・**幼稚園等の定員充足率：63.0%** (令和元年5月1日)

<ベビーシッター>

- ・主に通常の保育と組み合わせて利用
- ・**企業主導型について利用の補助(1日1枚、月24枚が上限)を実施**